## 早稲田大学大学院法務研究科

## 2019 年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
1．クリニック担当教員と受講者数一覧 ..... $\cdot 1$
2．クリニック授業状況集計 ..... $\cdot 2$
3．相談者アンケート結果集計 ..... － 3
4．民事（総合A•B）
1）シラバス ..... $\cdot 5$
2）A班（教員•学生報告書） ..... $\cdot 7$
3）B班（教員•学生報告書） ..... 9
5．民事（家事・ジェンダーC）
1）シラバス ..... 12
2）教員•学生報告書 ..... 14
6．行政
1）シラバス ..... 17
2）教員•学生報告書 ..... 18
7．刑事
1）シラバス ..... 21
2） A 班（教員•学生報告書） ..... 22
3）B班（教員•学生報告書） ..... 25
4）C班（教員•学生報告書） ..... 27
5）D班（教員•学生報告書） ..... 28
8．労働
1）シラバス ..... 29
2）教員•学生報告書 ..... 31
9．外国人
1）シラバス ..... 33
2）教員•学生報告書 ..... 34

## 2019年度クリニック（臨床法学教育）担当教員と受講者数一覧

| クリニック名 | 教員名 | 春 |  | 秋 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 受講者数 |  | 受講者数 |  |
|  |  | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 民事クリニック 総合A | 鎌野 邦樹 <br> 山口 斉昭 <br> 太田 和範 <br> 小島 秀一 <br> 外山 太士 | 2 | 1 | 3 | 2 |
| $\begin{gathered} \text { 民事クリニック } \\ \text { 総合B } \end{gathered}$ | 鎌野 邦樹 <br> 山口 斉昭 <br> 太田 和範 <br> 小島 秀一 <br> 外山 太士 | 2 | 0 | 3 | 1 |
| $\begin{gathered} \text { 民事クリニック } \\ \text { 家事・ジェンダーC } \end{gathered}$ | 岩志 和一郎棚村 政行太田 和範小島 秀一外山 太士 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 行政クリニック | 岡田正則 <br> 人見剛 <br> 水野泰孝 | 1 | 0 | － | － |
| 行政試行プログラム | 岡田正則 <br> 人見剛 <br> 水野泰孝 | － | － | 2 | 0 |
| 刑事クリニック | 神田 安積趙 誠峰吉田 秀康 | 5 | 3 | 6 | 9 |
| 労働クリニック | 小林 譲二島田 陽一 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 外国人クリニック | 宮川 成雄 <br> 渡辺 彰悟 | － | － | 2 | 4 |

2019年度 クリニック授業状況集計

|  | 教員 | 学期 | 受講人数 | クリニック授業内訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 相談者数 $(※ 1)$ | 相談実施回数 $(※ 2)$ | 検討会等 $\text { (※ } 3 \text { ) }$ | 課外活動 |
| 民事A | 鎌野邦樹 | 春 | 3 | 7 | 7 | 6 | 0 |
|  |  | 秋 | 5 | 3 | 3 | 8 | 0 |
| 民事B | 小島秀一 <br> 外山太士 | 春 | 2 | 4 | 4 | 8 | 0 |
|  |  | 秋 | 4 | 3 | 3 | 8 | 0 |
| 行政 | 岡田正則 | 春 | 1 | 1 | 1 | 9 | 0 |
| （試行プログラム） | 水野泰孝 | 秋 | 2 | 1 | 1 | 10 | 0 |
| $\begin{gathered} \text { 家事. } \\ \text { ジエンダー } \end{gathered}$ | 岩志和一郎棚村 政行太田和範小島 秀一外山 太士 | 春 | 4 | 7 | 7 | 6 | 0 |
|  |  | 秋 | 4 | 3 | 3 | 8 | 0 |
| 労働 | 小林 譲二島田 陽一 | 春 | 3 | 4 | 5 | 9 | 1 |
|  |  | 秋 | 3 | 2 | 2 | 7 | 1 |
| 外国人 | 宮川成雄渡辺彰悟 | 秋 | 6 | 1 | 4 | 9 | 1 |

※1「相談者数」は，複数回相談に来た場合でも，1名としてカウント。
※2「相談実施回数」は，授業日に相談を実施した回数。同一相談者であっても相談の回数ごとにカウント。
※3 オリエンテーション・カンファレンス・模擬法律相談等を含む。

- 2018年秋学期終ア以降，2019年春学期の授業終アまでのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 28$ 件
- 2019年春学期終了以降，2019年秋学期の授業終了までのクリーック相談申込総数 $\Rightarrow 25$ 件 （学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。）
－クリーック授業の受講生には，授業で法律相談等を担当することに加え，時間の調整が可能な限り， クリニック事務所かキャンパス内で学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。立会った受講生の実績は以下のとおり。
春学期：2人
秋学期：20人

2019年度 クリニック相談者アンケート結果集計

| （1）なぜ早秠田大学リーがルクリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 大学がていているので信頼 できると思ったから | 15 | 他に相談先を知ら なかったから | 2 | 無紏ぐから | 8 | 以前お世話しなった先生がいたので |
|  |  |  |  |  |  | 信頼せをる友人からの紹介であつたので |
|  |  |  |  |  |  | 以前別件で相談した際とても明確なアドハイスを蒷えたので |
|  |  |  |  |  |  | 友人の紹介 |
|  |  |  |  |  |  | 親身になってくれそうな気がした |
|  |  |  |  |  |  | 知人の紹介 |
|  |  |  |  |  |  | 以前くも相談した。 |
| （2）担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  |  |  | c |  | その他 |
| 適切で聞き取以やすかつた | 19 | 普通 |  | 2 | 聞さ取りにくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| aの回答者より $\downarrow$ <br> －こちらの知りたい項目（点）を最後に專門家の立場から整理して言ってほしかつた。 |  |  |  |  |  |  |
| （3）担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？ |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 通切で話しやすかった | 19 | 普通 | 3 | 話したくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| aの回答者より $\downarrow$ <br> こちらでもつと準倫していけたら良かった（明細の不備など）ので，あらがあめ指摘して頂いていわばとも思うのですが，他の案件もする中でので対応でしたので， ＋分すぎるほとだつたと思います。 |  |  |  |  |  |  |
| aの回答者より $\downarrow$ <br> －表情かなんとも言えない…申し訳なさそうな感じで，私もなんとなく申し訳なくなりました（笑）。お気持ちはよくわかります（笑）。先生方のように少しの笑顔か あると，相談者としてはリラックスできると思います。 |  |  |  |  |  |  |
| bの回答者より $\downarrow$ <br> －教員の方のように，補足や前置きをして質問していただいた場合は答えやすかつたです。 |  |  |  |  |  |  |
| （4）クリニックの回答はいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| わかりやすすかった | 19 | 普通 | 2 | わかりにくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| のの回答者より $\downarrow$ <br> －最後の学生からの提案：「3つあります。1つはOO，2つ目は $\Delta \Delta, ~ 3 つ$ 目は $\times x$ 。難易度順ですと～といふ川順番て進みます」など，少し整理してお詰頂ける と，場合分けのパターンなどもメモか取りやすいなお，と感じました。基本的には分かけやすかったです。 |  |  |  |  |  |  |
| （5）クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 長すぎる | 1 | ちょうど良い | 19 | 短すぎる | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| のの回答者より <br> －長かつたですが，必要でした。 |  |  |  |  |  |  |
| ⑥ クリニッグの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | c |  | その他 |
| 大変役に立った | 18 | 少しは役に立つた | 3 | 役に立たなかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| な |  |  |  |  |  |  |

## （7）クリニンク全般について，問題点，改善点，ご要望がありましたら，お聞かせください。

－学生の方の人数が自分が想像していた人数より多くて，はじめはとまどいましたが，皆さん親身になってお話しをして下さったので，安心できました。ありがとうござい ます。
－自分の中でも整理しきれていない状況もあり，とりとめのない長い話から要点をまとめ，ご回答くださり本当にありがとうございました。状況に変化がありましたら，ま たご相談させていただきたい。

自分の知りたいことを指導してもらえればと思い資料や書類を持参しなかったのが悔やまれる。判断材料として聞かれたことに，具体的，細部にわたつて返答でき なかった。 $\rightarrow$ 今後相談者に事前に参考資料と思われるもの全て持参するよう指示された方がよいと思う。

- 身近なところに信頼のできるリーガル・クリニックがあり，大変ありがたく感じました。ありがとうございました。
- 学生側のフィードバックをその場で教えて頂けると教育の一環になれたのかなと思います。有り難うございました。
- こんな風に相談が可能なこと自体知りませんでしたが，今更ながら，早大にいて良かったと思いました。とてもご親切な対応で，わかりやすかったです。
- 法科大学院生は弁護士先生が相談に乗つてくれたため，聴取側でしたので，小生から適切なアドバイスできないと思いますので，遠慮しておきます。
- 「事案の概要説明」につき，どのように話すのがベターか，事前にリクエストをいただければ，もつとスムーズに進行するかと思いました。（これは，インタビュアーがロー スクールの学生さんだから，当方も少し話しづらいと感じましたが，インタビュアーが経験のある弁護士さんの場合は，問題ないでしょう。）
－とても分かりやすく，様々なシナリオを考えて数通りの解決策を教えていただきました。有り難うございました。時間の問題もありますが，少しメモを取る時間ポーズを もらえたらよかったかな，と思います。
- 11時近くまで相談いただき，ありがとうございました。現在も相手方と交渉中です
- 大変参考になりました！お話を聞いて頂き，法的な論点を整理いただくことで，精神的な不安や負担が軽減されました。有り難うございました。

改善点は，強いて挙げるとすれば，教科書の順で説明？されるのではなく，ヒアリングを踏まえ，相談者の選択として「難易度順」や「効果の高い順」」など，伝え方 を工夫して頂けると更に親切かと思われます。本当にお世話になりました，ありがとうございます。
－この度は，相談お引き受け頂き大変助かりました。

## 臨床法学教育（民事）総合A•B

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

鎌野 邦樹／山口 斉昭／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の法律相談や，受任した事件への対応を通じ て，法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。
徹底した少人数教育によって，生の事案をもとにした事実分析の方法，適用する法律に関 する判例•学説の調查，検討など，これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点を ふまえた発展的な学習を行います。また，内容証明，訴状などの作成，添削を通じて，法文書作成に関する指導を行います。
法律相談，事件活動のほか，他クラスと合同の事件検討会も行います。
加えて，具体的事件を通じて，社会や制度のあり方，法律実務家としてのあり方などにつ いて考えます。
なお，通年科目とされていますが，講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，ま た，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮します。

## 【授業の到達目標】

将来，弁護士となり，民事事件を受任した際，これに対処できる実務的な基礎技能を身に つける。

## 【授業計画】

基本的には事案の性質を問わず，クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱い ます。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており，事件記録の検討，依頼者からの事情聴取，訴状や準備書面の起案，証拠の整理まで，学生に実際に行ってもらい ます。
また，事案に取り組む中で，実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も，具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので，このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。
表記上は通年科目ですが，当クラスでは，春学期班と秋学期班（各 4 名程度）に分けて実施します。どちらの班も，中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し，受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

## 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション
第2回一第14回 模擬法律相談，法律相談会，事件検討，相談案件検討，訴訟準備などの いわゆる民事弁護活動を行う。なお，クラスによって，取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので，詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンス を行います。
第15回 民事（総合 A B ）•民事（家事・ジェンダー）•行政•労働の各クラスと合同で報告会•最終カンファレンスを行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原•岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務，2004）

## 【備考•関連URL】

## ＜講義実施スケジュール＞

表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱ら相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 民事クリニック A班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

合計 6 件の相談案件を扱った。概要は，（1）海外インターンシップ斡旋業者のミスで英語環境でのインターンシップが受けられなかった場合，（2）ハウスメーカー提案の賃貸アパート建築プランに潜在するリスク，（3）マンションを共有している場合に，他の共有者に共有持分 の買取請求ができるか，（4）高齢者のひき逃げ死亡事故，（5）所有土地を無断でゴミ集積所とし て使用された場合，（6）著名なインターネットサイトで観戦チケットを購入したが，主催者が これを無効としていることが後に分かった場合，である。また，上記以外に，模擬相談 1 件 と，根抵当権の被担保債権元本確定請求書及び時効援用書面を起案する案件（過去にクリニ ックで取り扱ったもの）を取り扱った。
春班で取り扱った案件の特徴は，それぞれの案件が，実体法上の論点から，裁判管轄の合意などの訴訟法上の論点まで，多数の法的論点を含んでいたことと，インターネットによる国際取引など，現代的な問題があったことであろう。（6）の案件では，割賦販売法上の抗弁の接続の規定についても触れることができた。根抵当権に関する起案では，民法上の基本的な論点であるにもかかわらず，意外と起案に苦労していたようだが，その分，しっかり身につ いたものと思う。

## 2 受講生より

普段の試験対策では気にかけていない事実が実際の相談においては重要な点となること など，机に向から勉強だけでは気づけない点も気を払うことができて勉強になった。また，根抵当や，成年後見制度など試験との関係で手の回りきらない分野の法律問題に関して考 える機会となり，その際にも実際の運用や制度上の問題点に触れることもでき，具体的なイ メージをつかむことに繋がったと感じた。交通事故のいわゆる赤い本など，存在は知ってい ていても触れる機会がなかったものについても，実際の相談を処理するために能動的に使 らことで，項目の分布や探し方考え方の大枠をつかむことが出来た。
ひとつの法律相談について見ても相談者の相談内容は複数の論点にまたがっていること が往々にしてあり，相談前の下調べなどの準備が多く必要になることや，実際の相談を受け てみて重大視していなかった事情の比重が大きいと判明し判断に詰まる場面もあった。こ れまでの勉強で，具体的な場面を想像せず，基本的な知識についても十分な理解が及んでお らず，単なる論点主義に陥ってしまっていたことを痛感したこともあった。関連判例の事実関係の細部までの意識が低く，実際の回答に生かすことが出来ない相談メモを作成し，教員 から修正の指摘を受けることがあった。

また，法律上の論点は明確であっても相談者からの聞き取りにはそれとは別の独自の難 しさがあると知った。相談者からどこまで事情の子細を聞いてよいのか，相談者の主張は認 められない可能性が高いと告げると不快な思いをさせないか，と考えて最初は腰が引けて

しまい，対面でのコミュニケーションの難しさを感じた。
しかし，本講義を通して，実務について詳しく知ることができるだけではなく，責任感を もって準備をした上で真摯に相談にあたり，その結果として，大きな達成感を得ることがで きた。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

ライブの相談 3 件，過去の相談のシミュレーション 1 件を扱った。ライブ相談の概要は， （1）台風で自宅のトタン塀が倒れて隣接する駐車場の車を損傷した事例，（2）趣味のグループ でスマホ用ゲームを作成していたが，途中で仲違いした後，脱退したメンバーがデータを流用して別のゲームを作成した事例（なお，本事例は相談者遠方のため，スカイプにて相談を実施），（3）日本語塾のテキスト作成において，その構成や用語を，論文アーカイブで見つけ た論文とほぼ同じものとしてよいか，であった。過去にクリニックで扱った案件で，レスト ランで出されたケーキの中に小石状の異物が混入しており，歯牙を損傷した事例につき，当時案件を担当していた弁護士に依頼して相談者役となってもらう，シミュレーション相談 を 1 件実施した。また，上記以外に，模擬相談 1 件と，根抵当権の被担保債権元本確定請求書及び時効援用書面を起案する案件（過去にクリニックで取り扱ったもの）を取り扱った。
法律相談の応募が少なく，ライブ相談の実施件数が少なかったのは残念であったが，（2）案件のような，コンピュータプログラムの著作権に関わる相談にも取り組むことができ，（3）案件も著作権に関する相談であったため，講義系科目での知識ではカバーできず，やや専門的 な知見を必要とする著作権に関しても，短時間で準備して実際の相談に対応するという，実務家には当然必要とされるスキルが身についたものと思う。（2）案件などは，担当教員よりむ しろ受講生の方がバックグラウンドの知識を有しており，積極的に取り組んでいたことは驚きであった。

## 2 受講生より

－私は，歯牙損傷の案件を担当したが，証拠がない場合の立証の困難性を強く感じた。本件 では異物が被害者の手元になかったため，異物の存在を一緒に食べていた人の証言などの間接的な事情から証明しなければならず，容易なものではなかった。この気づきは，教科書事例では得られないものであった。
また，依頼者は，大事な事情をそうであるとは知らず并護士に伝えないことがあることが わかった。本件で，メニューに書いてあった「○○コーヒーのロールケーキ」というのは，製造物責任法 2 条 3 項 2 号の「商標」に当たり，会社に責任追及することも可能な場合があ るという点で重要な事実であるが，依頼者は法律の素人であるため，「商慓」に当たる可能性などは知らないのである。
－受講してよかったと思う点は，民法•民事訴訟法の知識について普段の講義とは違う観点

から学習できたことである。通常の授業では，学説•判例の学習を通して議論の対立が多い箇所を中心に扱うことが多いが，クリニックでは事案を法的に整理する中で，より基礎的な事項，例えば時効の計算の仕方や，主張•立証すべき要件事実といった，「理解した気にな っている」部分を丁寧に学習することができた。また，内容証明を書く練習を通して債権•物権の特定の仕方を学ぶなど今まで全く触れたことのなかった事柄や，相談者の方がとり得る紛争解決方法として調停を提示するなど，講義ではあまり重視しない民事訴訟上の手続的な制度について学習する機会を得た。
－相談事案がゲームプログラムの著作権をめぐる問題であり，まだまだ発展途上の分野であ ったことから，法律事務の最新の流れを感じることができた。
－反省点としては，事前に考えた質問をすることのみに終始してしまい，自分たちで相談者 からより詳しい話を聞くことができなかったことが挙げられる。法律相談においては，事前 に検討している主要な争点に関することだけでなく，相談者が現在どのような状況に置か れているのかを聞き取ったうえで，具体的に今後どうしていくべきなのか，法律知識のない依頼者の方にわかりやすく伝えることが重要であると感じた。
－台風の事案では，知識としては学習していた不法行為，工作物責任について，実際の建物 や被害車両の様子を写真等から観察し，どのような責任を負うことになるかを考えるとい ら，机の上の勉強だけでは得ることのできない経験をすることができた。また模擬相談では，実際の登記簿を閲覧し，内容証明郵便を作成するという実務的な経験をすることができた。時効や抵当権抹消登記請求について，見本を基に法的な効果を発生させる書類を作成する というのは，普段の講義では教えてもらうことはないので，とても貴重な経験となった。

## 民事クリニック B 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

春学期においては，模擬法律相談の他，実際の相談案件として，（1）他人のペットに噛まれ る被害を受けた事件，（2）階段において過失により物品を落としてしまい相手方に軽傷を与 えてしまった事件，（3）借家の無断転貸があるとして立ち退きを求められた事件，（4）退会した にもかかわらず，その後も銀行引き落としが継続されたとの事件の 4 件を扱った。（1）につい ては，入通院慰謝料等の損害賠償額の算定，万が一，後遺障害等が発生した場合の対応，今後の交渉の進め方等について検討を行った。（2）については，相当因果関係の範囲，特に受傷 によりその後の予定がキャンセルされた場合にどの範囲まで損害と認められるかについて，過去の裁判例や学説を調査した上で，検討を行った。（3）については無断転貸の事実はないこ とを基礎づけるための主張や証拠について検討を行った。（4）については，相手方の不当利得 を明らかにするための証拠や交渉の進め方等について検討を行った。加えて，（3）事件につい ては，模擬的に相手方の主張に対する答弁書も作成した。

受講生たちは，いずれの事件においても，事前に要件事実をしっかりと確認した上で学説，

裁判例等を調查し，当日は丁寧に事実関係を聞き取り，証拠を検討していた。また，聴き取 りの方法や回答の仕方にも工夫が見られ，後半における法律相談の際には，ご相談者との間 で円滑にコミュニケーションをとっていたことが印象的であった。

## 2 受講生より

このクラスの受講を終え，改めて大変知的刺激に富んだ魅力的な授業であったと実感し ている。その理由はいろいろあるが，大きな要因は 2 つ感じている。

一つ目としては，現役で多くの事件に真摯に向き合っている弁護士が教員であること。弁護士を目指す者としては，試験を突破し業務を開始したあとの疑問，例えば，依頼者との距離感等，知りたいことは多岐にわたるが，小島先生は実践的な様々なノウハウを教えてく れた。また，依頼者に寄り添う姿勢にもおおいに共感した。私は社会人生活が長く，依頼者側として顧問弁護士をはじめ多くの弁護士と接してきたが，高圧的な人や，逆に及び腰で頼 りにならない人も少なくなく，「弁護士ってこんなものかな」と疑問に思らことも度々だっ た。しかし，小島先生は依頼者目線で事件を解決しようとする姿勢を堅持されており，この姿勢は，実務についた後ぜひ見習っていきたい。

二つ目は，実際に法的問題に直面しそれを解決したいと相談に来る依頼者に直接話を聞 くことができたこと。依頼者は自分では解決できないトラブルを抱え，それを一刻も早く解決するため敷居の高い法律事務所に来ている。依頼者の浮かない顔からも，それが感じられ た。しかし，話を聞き，法的アドバイスをした後は，解決の系口がみつかり，帰るときには それが表情の明るさになって表れていた。これを実体験できたことは喜びであり，弁護士の仕事の醍醐味に少しでも触れることができたように感じた。

改善点は，しいて言えば学生数が 2 人と少なかったこと。ある程度の人数がいた方が議論も充実するし，なによりこのような経験をすることができる民事クリニックを，より多く の学生が受講することを切に希望する。

最後になりますが，ご指導いただいた小島先生，お世話になった事務局の方々には，この場を借りて御礼を申し上げます。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋学期においては，模擬法律相談の他，実際の相談案件として，（1）建物取壊工事の振動に起因する被害に関する事件，（2）就職活動に関するアドバイス料として支払った金員の返還 を求める事件，③クレジットカードの不正使用の被害を受けたところクレジットカード会社から補償を拒絶された事件の 3 件を扱った。（1）については，工事の振動に備えて既に行っ た予防措置に関する費用の請求の可否，今後，具体的な被害が発生した場合の請求の可否等 について，工事と損害の因果関係の立証方法，立証の可能性等の点を中心に，文献や過去の裁判例を参照しつつ検討を行った。過去の経緯も複雑であり，また，損害として想定しうる

項目も多岐にわたる事案であったが，一つ一つ細かく検討し，今後の対応を含め丁寧に説明 を行った。②については，当時，当事者間でどのような内容の合意がなされたかが中心的な論点と考えられたため，アドバイス料を支払うに至った経緯等を丁寧に聴き取った上で，今後，いかなる対応を行うべきか，ご相談者の意向も踏まえて説明を行った。（3）については， クレジットカードの不正使用の被害を受けるに至った経緯やその後のクレジットカード会社とのやり取り等を踏まえ，有利•不利な事情を洗い出し，請求の可否等について，過去の裁判例を示しつつ詳細に説明を行った。加えて，過去の実際の事例をもとに，模擬的な訴状 の起案も行った。

受講生は，いずれの事件でも，事前に学説•裁判例を丁寧に調査した上で，相談者に寄り添った法律相談を行っており，責任をもって誠実に向き合らという法曹として必要不可欠 な姿勢を感じた。なお，（2）事件では，後日，相談者から，本授業で相談をしたことにより無事解決できたことや丁寧な説明に感謝する旨の連絡を頂いた。この点，受講生に弁護士の仕事のやりがいを感じてもらうことができたのではないだろうか。

## 2 受講生より

今回民事クリニックを受講して良かったと思う点は，座学では得られない法サービスの実務を体験できたことです。具体的には，法律相談と訴状の作成を行いました。生の事案の分析•検討を行うこと，依頼者と実際にコミュニケーションを図ることは他の講義では体験 することができない，リーガル・クリニックの最大の魅力だと思います。実際に実務に出る前に法律相談を行ったり，訴状を作成したりできたことは大変貴重な体験となりました。

反省すべき点は，法律相談において事案の聞き取りが長引いてしまった点です。事案の解決には要件事実のみならずその他の事実も重要ですが，限られた時間の中で全てを聞き取ることはできないので，不要な説明については時には遮って止めることも重要であると感じました。どのような質問をして必要な事実を聞き取っていくか，法律相談の難しさを感 じました。
改善してほしい点としては，追加資料の閲覧が土曜日，日曜日，祝日にできないため，法律相談の間近になって追加資料を閲覧し，新たな事前検討が必要になることがあったこと です。この点については依頼者の協力が必要なため事務所だけで改善できる問題ではあり ませんが，事前にできる限り資料の提供をお願いしていただけると大変助かります。

最後に，ご指導いただいた小島先生，山口先生，本当にありがとうございました。

## 臨床法学教育（民事）家事・ジェンダー C

選択必修（実務系基硴科目）2単位

## 【担当教員】

岩志 和一郎／棚村 政行／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

臨床法学教育（民事）家事・ジェンダーでは，実社会の中での「生きた家族法」を学び， ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈•事案の把握•相談者や依頼者との対応を行うこ とを学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得すること を目的とし，学生が，早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において，研究者•実務家教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては，（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と，（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学するなどし，書面作成に協力する等の方法がある。
（1）は，法律相談の申込みがあった事件について，予め設定した相談日に相談者に来ても らい，約 3－4名ずつに編制されたグループごとに，特定の事件について，複数の弁護士教員 の指導の下に大体 3－40 分事情聴取を行い，その後 10－15 分学生と教員が回答案について協議し，その後主として学生が教員の指導の下に大体 2－30分程度で回答を行うというもので ある。その回答で相談の目的が達成されれば，当該相談は終了となるが，さらに，相談者本人による調查や資料の取り寄せが必要であったり，あるいは学生•教員側の判例学説の調査 などが必要であったりする場合には，継続相談日が設定される。相談前の法律調查等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。
（2）については，家庭裁判所での調停•審判は非公開であり傍聴が許されていないため，傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書，訴状•答弁書•準備書面•陳述書，交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか，（3）調停，法律相談活動のロールプレイ，面会交流の支援活動を実施する場合も ある。

事件の種類としては，離婚事件（財産分与，慰謝料，年金分割，親権，養育費，子の引渡 し請求，面会交流等を含む）•離婚前の婚姻費用分担請求事件，監護者指定，離婚後の紛争事件（養育費，親権変更，面会交流等）•認知•養子縁組等親子関係事件•遺産分割•遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスでは，臨床法学教育（民事）総合のメンバーとも合同で，互いに，事件の報告を行い，法律上•事実上の問題点について議論し，学習したことを共有する。日に よって，相談案件の有無や数が異なるので，適宜，相談事件の復習や予習を行う。
最終カンファレンスは，他のクリニックの履修生全員と一緒に行い経験交流をする。

## 【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

## 【授業計画】

実際の相談依頼の人数•相談内容に応じて，相談体制を組みあわせていくので，常に臨機応変に対応するものとする。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社
秋武憲一『離婚調停』日本加除出版
片岡武•菅野真一『遺産分割•遺留分の実務』日本加除出版
梶村太市•岩志和一郎•大塚正之•棚村政行•神原富士子『家族法実務講義』有斐閣，2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

## 【備考•関連URL】

〈講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

```
＜受講者への要望＞
```

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。
将来，家事事件を得意とする弁護士•裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待す る。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受講学生 4 名，教員 3 名（岩志•棚村•太田）で授業を実施し， 7 件の家事相談事案 を扱った。その内容は，（1）夫から離婚を切り出された妻からの相談，（2）夫の性的不能及 びDV を理由とする離婚請求に関する相談，③義理の両親と同居をしている相談者から の相続•遺言に関する相談，（4）養子縁組と相続に関する相談，（5）寄与分をめぐる遺産分割調停事件についての相談，（6）夫から突然離婚を求められた妻からの相談，慰謝料や財産分与について，（7）祖父母の財産について叔父がその全てを相続することについての相談であった。

本学期は，家事事件分野におけるバラエティーに富んだ相談が多数申し込まれてお り，質•量ともに非常に充実したクリニック授業を実施することができた。
受講学生は，毎回，相談申し込みから相談実施日までの短期間に丹念な準備を重ねて相談者との面接に望んだ。実際の相談においては，事前に相談者から寄せられていた情報からは予想ができないような方向に相談内容が派生したり，思いもよらなかったよう な事実が明らかになったりすることもあった。学生は，事前に広範囲の法律情報を調査 し，あらゆる可能性に備えて入念な準備を行うなど，そのような事態に対しても対応を行った。

また，当初は，事前に検討した内容に沿って杓子定規に受け答えをする様子が見られた が，次第に，相談者が真に希望するところ，あるいは，事案の解明に必要な点であるにも かかわらず，相談者が積極的に持ち出さない事柄についても，丁寧な対応によって聞き出すなどして，的確なアドバイスをすることができるようになっていった。

## 2 受講生より

（1）クリニックを受講してよかったと思う点
将来家事事件を中心に扱う弁護士を目指そうと考えていましたが，具体的な進路設計は できていませんでした。家事・ジェンダークリニックに参加してみて，法律相談がどう行わ れるのか具体的にイメージができるようになりました。クリニック授業は非常に進路設計 に役立つと思います。

また，2年生でまだ相続法•家族法を授業で履修していない状況でクリニック授業を受講 したのですが，法律相談に向け調査•検討をする下準備の段階で，家族•親族分野の法律を学ぶ機会を得ることができたので，後期の民法の授業においてクリニックを受講していな

い他の学生よりも学習面でもリードができると感じました。
（2）反省すべき点
親族•相続法分野について，知識不足という面は否めませんでした。他の受講生に頼りき りになってしまうような場面もあり，この点が一番の反省点です。
また，クリニック授業の履修は忙しいと思われており学生に敬遠されがちですが，今学期の家事・ジェンダークリニックは受講学生数も 4 名と適切な規模だったこともあり，相談担当 の主任を務めた週以外はそれほど忙しくなかったという実感です。相談担当の主任を務め る週であっても，事前の検討等で少し多忙になることもありましたが，担当の先生方•他の受講生が親切にサポートしてくださったので，授業自体は辛く感じませんでした。クリニッ クの履修が普段の法律学習の支障になることはないという点は，今後受講を考えている学生にお伝えしたいと思います。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受講学生 4 名，教員 3 名（岩志•棚村•太田）で授業を実施し， 3 件の家事相談事案 を扱った。その内容は，（1）寄与分や使途不明金，遺産となる不動産の評価等の様々な論点を含む遺産分割調停事件についての相談，（2）外国人の夫との離婚を考えている妻から の相談，（3）夫に多額の金銭を費消された妻からの離婚相談であった。

本学期は，相談件数自体は比較的少なかったが，個々の相談が，多くの法的論点を含 み，事実関係自体も複雑な相談であり，質的には非常に充実したクリニック授業を実施 することができた。特に上記（2）の相談は，渉外離婚に関する相談であり，実務家にとっ ても難解かつ対応が難しい相談であったが，渉外離婚を専門とする外部の并護士のお話 を伺うなど，時間を掛けて丹念に準備に行うことで，相談に対応することができた。

受講学生は，このような複雑な事案に基づく相談に対しても毎回入念なかつ粘り強く準備を行い，未学習の法分野についても多くの文献を読みこなしたらえで調査を重ね，実際の相談に臨んでいた。相談においては，事前に相談者から寄せられていた情報から は予想ができないような方向に相談内容が派生したり，思いもよらなかったような事実 が明らかになったりすることもあったが，受講学生は経験を重ねることで，あらゆる可能性に備えて入念な準備を行うなど，そのような事態に対しても徐々に対応を行ってい った。

## 2 受講生より

実際に相談を検討することで，今まで学んできた法を使って実際の紛争を解決に導く道筋や，法律が実務の世界でどのように運用されているかを学ぶことができ，改めて日々の法律の学修の重要さ，特に民法の重要さを痛感した。生の相談内容から，何が法的問題となっ ているのか，どの点は法的解決になじまないかを峻別することは難しかったが，実務の視点

から事案を見る貴重な経験になった。また，教科書には書かれていない実務の裏話を聞くこ とができ，法的紛争の奥深さを知った。
依頼者の身近な相談や些細な事柄にも親身になって応じつつ，常に客観的な視点をもっ て応じる弁護士のきめ細やかな姿勢を学ぶことができた。それと同時に，お話を伺いながら， その場で依頼者からされる質問に正確に答えることの難しさを肌で感じた。
依頼者の現在の不安を除去するために有益になりそうな法的観点について，自分が納得 するまで文献を調べ，まとめることで，その分野について深い理解を得られた。結果として依頼者が前を向いて進みだす手助けをすることができ，法律相談の醍醐味を味わった。

## 臨床法学教育（行政）

選択必修（実務系基硴科目）2単位

## 【担当教員】

岡田 正則／人見 剛／水野 泰孝

## 【授業概要】

実際の行政事件（公益民事事件を含む）について，法律相談等を自ら行うことを通して，行政事件の実務を学びます。中間•最終カンファレンスは，民事班と共同で行います。

## 【授業の到達目標】

弁護士になり行政事件に直面した際，これに対処することができる実務的な基礎技能を身に付ける。

## 【授業計画】

行政クリニックは，教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の行政事件について，法律相談をはじめ，各種調査•検討，各種文書作成等を自ら行らことを通して，行政事件の実務 を学ぶ科目です。
取り扱ら事件は，リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件，教員が関与している事件といった，現実に進行している生の事件です。法的紛争事件に限らず，地方自治体から の条例制定等の相談といった案件を取り扱うこともあります。
通年科目ですが，春班（主に春学期実施）と秋班（主に秋学期実施）に分かれて実施する予定です（ただし，人数による）。秋学期については，受講生と相談して8月下旬ころから実施する場合もあります。秋班については，7月の期末試験終了後追加募集をすることもあ ります。講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，講義の準備に要する時間も，配当単位数（ 2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることの ないよう，学生の負担についても配慮します。
2 年生については，単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われますが，そのような者は，試行プログラム（単位にならない）として参加することも可能とします。具体的な講義実施スケジュールは柔軟に検討します。この場合，改めて 3 年次に正式に履修することも可能です。この形で応募する学生は，「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。試行プログラムに参加する学生は，別途教員と日程等を調整し て内容を決めていきます。

講義の内容と進行
第1回 オリエンテーション

第2回一第14回 法律相談，各種調査•検討，各種文書作成といった，行政事件に係る諸活動を行います。中間カンファレンスは，民事班と共同で行います。
第15回 最終カンファレンスを，民事班と共同で行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

特になし。

## 【備考•関連URL】

＜講義実施スケジュール＞
通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期かまた は秋学期のみであったり，取り扱う事件の状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったり するなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状沉によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会に参加 するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下 さい。

## ＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

東京労働局に対して行った助成金（キャリア形成促進助成金）の申請に対して，東京労働局が支給しないとの決定をしたことについて不服がある会社から法律相談を受けた。法律相談後の検討の結果，訴訟において争うことができる事案であると考えられたことから，こ のクリニックにおいて教員が事件として受けて訴訟提起をして争う方向で検討を進めた。春学期では，この事件のみを取り扱った。

学生には，この助成金が支給されないことの争い方の検討，ペーパーでそれを整理したう えでの発表を経て，訴状のドラフトを作成してもらった。その上で，当該事件を秋学期のグ ループに引き継いでもらった。

## 2 受講生より

行政クリニックを受講して，生の事件を通して行政法を学べたことは，司法試験に向けて の学習，将来目指す法曹像に近づくための学習にとって，非常に有益であったと感じた。普段，行政法を机上で学習していると総論に重心があり，個別法の参照は問題等に引用されて いるものしか見ず，実際の処分の通知など行政とのやり取りを読み解いていくことも少な い。その中で，実際の事件を法律相談の段階から訴状の作成まで受け持てたことで，どのよ らな仕組みを個別法は規定しているのか，行政の各行為は法的にどのような意味があって どう解すべきなのかなどを考えることができ，普段の学習している内容が実務でどのよう に活きるのかを実感することができた。また，総論の知識も生の事件を通して運用すること で具体的にイメージすることができ，理解が深まったと感じている。
全体として，得るものが多く，受講してよかったと感じているが，以下の二点が特に反省 として挙げられる。まず，行政法の知識が十分なものとはいえなかったことである。典型論点といわれるようなものはある程度理解していたつもりであるが，行政事件訴訟法等の条文がすぐに引けなかったり，根本的なところで勘違いをしていたりしたことで，作業が遅れ てしまった。その遅れがなければ，もっと多くの活動をでき，クリニックがさらに実りのあ るものとなったのではないかと思っている。そして，もう一点が，情報収集の効率性である。判例や文献を手当たり次第に渉猟した結果，文献を読むのにもまとめるのにも必要以上に時間がかかってしまった。これはこれで，判例や文献を探す能力を身につけることができ良 かったが，もつと効率的にできればクリニックの主たる活動である実際の事件について考 える時間が確保できたと反省している。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋学期では，春学期において取り扱った事件（ある会社が東京労働局に対して行った助成金（キャリア形成促進助成金）の申請に対して，東京労働局が支給しないとの決定をしたこ とが違法であるとして，当該助成金の支給を求める事件。春学期では，争い方•争いの枠組 みについて検討をし，訴状のドラフトを作成）について，教員（水野）が訴訟事件として正式に受任し，学生とともに，依頼者を訪問しての打ち合わせ，東京労働局を訪問しての担当者からの聴き取りを行った上で，訴状の完成に向けた検討を進めた。
行政クリニックにおいては，実際の事件を取り扱い，それを掘り下げることで行政事件に ついて具体的なイメージをもつこと，実務家としてあるべき依頼者や相手方との接し方に ついて学ぶことを意識した。

## 2 受講生より

（1）受講生1
行政訴訟はあまり身近な感じがせず，実際の訴訟がどのようなものかは想像の範囲でし かなかったが，具体的な事件に携わらせて頂く事で，行政訴訟がいかなるものか実感できた。

依頼者への聞き取り調査以外にも，行政側に聞き取り調査を行うという貴重な経験をす ることができ，このような機会を与えてくださった先生方に非常に感謝している。
聞き取り調査だけでなく，相手方の出方や今後の展望等も視野に入れ，適切な弁護活動を行う水野先生の姿勢や，具体的な事案において講学的にどのような意味を持つかを丁寧に解説くださった岡田先生から，たくさんの事を学ばせて頂けたと思う。初回時に，岡田先生 が，行政庁からの通知につき，書かれていないことを読み取るのがプロだとおっしゃられて いたのが印象的であった。実務家になった際，今回学ばせて頂いたことをしっかりと活かし，胸を張ってプロだといえるよう頑張っていきたいと思う。
（2）受講生 2
まず，本件の研修自体は約 3 年前であったことや社員の入退社等もあり，依頼者の手元に正確な資料がない，記憶が曖昧であるなど重要な事実の確認を取るのが非常に難航してし まった。これは，そもそも依頼者側も不支給決定が想定していなかった事態であり，やむを得ないものではあったが，研修のテキストなど，訴訟の帰趨にかかる重要な事項であること も多々あったため，そういった状況においても，いかに正確な情報を収集するかが重要であ ると感じた。

また，聞き取り調査の際の，担当教員である水野先生の丁寧な姿勢も非常に印象的であった。依頼者のみならず相手方となる東京労働局への訪問の際にも，その姿勢は崩されず，その結果，当初は強硬的な態度を示していた東京労働局担当者も最終的には自らの率直な考え方 を説明してくれた。自らの考えの合理性•正当性をただ主張するのではなく，相手の立場を配慮する重要性も学ぶことができた。

## 臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

吉田 秀康／趙 誠峰／神田 安積

## 【授業概要】

この科目では，現実の刑事事件を受任し，弁護士資格を有する教員とともに，刑事弁護人 としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで，刑事関係法令や刑事法理論が現実 の事件にどのように適用されているか，法律家の役割はどのようなものか，身体拘束を受け ている被疑者•被告人がどのような状況にあるか，また関係諸機関はどのように機能してい るか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで，弁護士としての倫理，専門職責任などについても学ぶ。

春学期班と秋学期班（各 12 名まで）を募集するが，特に捜査弁護は集中した并護活動が要求されるため，春学期班は夏季休暇中に，秋学期班は春季休暇中に開講する。

## 【授業の到達目標】

現実の事件処理を通して，刑事弁護の仕組み，刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し，併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

## 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては，主に捜査弁護であり，弁護士会が実施している当番弁護制度及び国選弁護制度を利用し，同弁護士の派遣要請を受けて行う。学生が担当す る職務は，依頼者との接見，事実調査，関係者との面談，書類作成，各種申立など，法令が許容する範囲で，可能な限り，弁護士と同様の職務を，学生が主体的に并護士と同様の責任 を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと，当番弁護事件の配点を受けて出動し弁護活動を開始するが，その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定す る。終了後は全部の班が参加して報告会を行い，最後に各参加学生が報告書を作成•提出す る。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver．2」（現代人文社）

## 【備考•関連URL】

## ＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済みか，または並行して履修していることを受講要件とします。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 刑事クリニック A班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，衣料量販店において，下着及びシャツ等 10 数点を万引きし て現行犯逮捕された窃盗事件であった。
被疑者は外国籍の女性であり，日本人の男性と結婚し，日本国内において，夫と夫の母親 と三人で暮らしていた。夫は会社員であり，被疑者は，美容専門学校に通いながら，週に3日程度，夜間にホテルで清掃員として稼働している。なお，被疑者は，殆ど日本語を理解で きない状況にあった。
被疑者は，日本語が理解できないことが原因と思われるが，本件犯行について曖昧な供述 をしていた。

受任した後，学生と共に被疑者と接見し，被疑者の身体拘束からの解放を試みた。被疑者 との接見の後，被疑者の夫と連絡を取り，その日の夜間，当職の研究室で面談をすることが できた。夫の事情聴取報告書を作成し，被疑者の美容学校の学生証，住民票，健康保険証等 の書類の写しを入手し，これらの書面を添付した検察官に対する意見書を作成し，検察庁に提出したが，勾留請求された。

さらに，裁判所に対する勾留請求に対する意見書を作成して，裁判所に提出し，裁判官面接を行った。裁判官から，被疑者の海外逃走の危険を指摘されたことから，裁判所の接見室 で被疑者に接見した上，被疑者の夫と連絡して，并護人において被疑者のパスポートを預か ることとし，その旨を裁判所に約束したところ，勾留請求却下の決定を得ることができた。
なお，被害者との間で示談を試みたが，示談は拒否された。
その後，被疑者，被疑者の夫，夫の母親と面談し，被疑者の反省文及び誓約書を作成し，夫及び夫の母親の事情聴取報告書を作成し，さらに検察官に対する不起訴を求める意見書 を作成し，前記の反省文等を添付して，検察官に対し提出した。
その後，検察官は，被疑者について，略式手続による罰金刑の処分とした。

## 2 受講生より

刑事クリニックを通して，実際の刑事事件で身体拘束された被疑者がどのような状況に あるのか，それに対して，弁護士がどのような役割を担い，どのようなスケジュールのもと で，どのように弁護活動を行っていくのかを感得することができた。また，先生方と被疑者 とのやりとりを見て，弁護士倫理上留意すべき点などについても知ることができた。
以下，具体的に述べていく。
まず，身体拘束されている被疑者と接見し，身体的•精神的にやや疲労した様子で質問に答える被疑者を目の当たりにし，身体拘束からの解放に向けて活動する弁護士の役割の重要さを痛感した。また，初回接見においては，何も資料のない状態から，あらゆる事実を聞 き出して，状況を把握することの難しさ，そこからさらに被疑者の解放に有利な情報を聞き出すことの難しさを知った。
被疑者の関係者との面会では，被疑者との関係性や被疑者の生活•人柄等に関するエピソ ードの聞き取りを行ったが，聞き取りで得る情報は多く，被疑者の身体拘束の解放に有利な事実，不利な事実，関係のない事実が濃淡のある状態で混ざりあっており，ひとつひとつの事実を振り分ける必要があった。中には，一見被疑者に有利に見える事実であっても，よく検討すると不利な方向にはたらく可能性のある事情などもあり，依頼者や関係者にただ共感しながら事実を聞き取るのではなく，それらの事実が被疑者の身体拘束からの解放に必要な要件のどの部分にどう影響を与えるのか，冷静に客観的に判断しなければならず，法律家として重要な役割だと感じた。
意見書等の書類作成場面では，先生方から，検察官が警察からの書面ではわからない部分，具体的には被疑者の生活実態等についてスポットライトをあてて，検察官が釈放すること に対して抱いている不安部分を解消する判断材料を準備するのが弁護士の役割であるとの話があった。これを受けて，学生間で意見を出し合って意見書を作成したが，結局，検察官 の懸念事項であったと考えられる国外逃亡のおそれがあるという部分については，懸念を払拭するほど十分な主張ができていなかったのが反省点である。その後，裁判官のコメント を受けて，パスポートを預かるという活動を経て，結果的に勾留請求却下がなされたが，勾留請求をされた時点で，懸念事項がまだ何かあると察知して意見書の内容についてもう一度精査すべきであったと悔いている。もっとも，勾留請求の却下率は $4 \sim 5 \%$ であるという現状の中，勾留却下といら結果を得られ，自分たちの活動は依頼者にとって意味のある活動 とであったということを実感でき，られしかった。
今回，刑事クリニックの活動を通して，刑事事件の手続の流れや，刑事事件における捜査弁護活動について，生の事件に触れながら学ぶことができ，大変貴重な経験ができた。また，実際に依頼者のためにする活動は，やりがいのあるものであった。机上の勉強とは異なり，実際の事件は，想像以上に複雑であり，さまざまな視点からの考察が必要であり，多くの視点の中から重要な点を見抜く力も求められると感じた。普段の勉強の中でも，今回生の事件 に触れて感じたこと，必要だと感じた視点を意識して学習していきたい。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，マンションの自宅において，被害者において被疑者が行って いたオンラインゲームの相手方の悪口を言ったことに立腹し，同棲中の被害者に対し，同女 の両腕を引つ張る，髪を引つ張る及び背中を叩くなどの暴行を加えたという暴行事件であ った。

被疑者は，定職に就いており，住居地において被害者と同棲中であり，普通の社会人とし て生活していた者であった。なお，被疑者は，本件犯行を認めていた。

受任した後，学生と共に被疑者と接見し，その後，被害者と連絡を取ろうとしたものの， すぐには連絡が取れなかったが，被疑者の身体拘束からの解放を試みた。

まず，検察官に対する意見書を起案して検察庁に提出したが，勾留請求されるに至った。 その時点で，被害者と電話連絡を取ることができ，被害者が被疑者を許す旨を述べたため， その旨の電話聴取報告書を作成し，裁判所に対して，同報告書を添付して勾留請求に対する意見書を提出して，裁判官面接をし，その結果，勾留請求却下決定を得ることができた。

その後，被害者及び釈放された被疑者と面談を行い，被疑者の陳述書，被害者の陳述書及 び嘆願書を作成し，さらに，検察官に対する不起訴処分を求める意見書を作成し，前記の陳述書及び嘆願書を添付して，検察庁に提出した。被疑者については，起訴猶予処分となった。 なお，接見は，立会人なしの秘密接見をすることができた。本件では，犯行態様自体につ いては，被疑者と被害者との間で供述の食い違いはなかったものの，それに至る経緯では，被疑者供述と被害者供述とでは大きな食い違いがあり，また，本件犯行が単発的なものかド メスティックバイオレンスの疑いがあるものかという点でも，相違が残るものであって，学生において事情聴取の難しさを体感することができた。

## 2 受講生より

私が刑事クリニックへの参加を通じて特に感じたこととしては，第一に，刑事事件におけ る初動対応の重要性が挙げられます。私は今まで，逮捕から勾留請求までの制限時間の 72時間は，捜査機関に対する制約であるとばかり思っていました。しかし今回，弁護人の立場 で事件を担当するにあたって，その時間制限は同様に弁護人にもかかってくるものなのだ ということがよくわかりました。事件を受任した時点では被疑者の名前と年齢，罪名しか知 らされていないというのも驚きでしたが，そこから勾留請求がされるまでの間にできるだ け多くの事実を収集し，限られた時間の中でそれを可能な限り説得的に構成しなければな らない。このことこそが，刑事弁護独特の難しさであり，やりがいでもあるのだと身にしみ て感じました。

もつとも，その3日間で収集できる事実には限りがあり，その時点で抱いた事件像のみで わかった気になってしまってはいけない，被疑者の話と誠実な態度からどれだけ具体的な

心証が形成できたとしても，「裏取り」を总ってはならないということも，今回の経験を通 じて得た教訓です。私は，初回接見で被疑者のお話を聞いたあと，「これはあまり大きな事件ではないだろう」と考えており，加藤先生の「被害者の話を聞いたら違う印象を抱くかも しれない」というご指摘にも，あまり現実味を感じられませんでした。しかし，のちに被害者のお話を聞くと，まだ知らなかった事実や，事実に対する異なる評価の仕方が見えてきて，先生のご指摘の通りだったと，自らの安易な考えを反省したことを覚えています。適切な弁護方針の樹立のためには，一方のみならず，多方面から事情を考察しなければならない。こ のことは，自らが実務の世界に出たときにも心がけていこうと思いました。
勉強になった点としてもう一つ挙げられるのが当事者に対する活動の重要性です。私た ちの班が担当した事件は，同居関係にある男女間での暴力事件だったため，被疑者と被害者 の距離が近く，同一当事者間での再発可能性の有無が起訴前の弁護活動の最重要点でした。 しかし，再発可能性があるかどうかは，将来に向けての予測的内容にならざるを得ないため，当事者から事情を聞き取った時点では，これを説得的に論じることは困難なのではないか と私は思いました。そんなときに，先生方が，当事者間でいくつかの約束をしてもらうなど，両者の関係の調整を行ったことは，私にとって新鮮でした。というのも，私たちの普段の勉強では与えられた事実が全てであり，その枠の中でだけしか検討をしないのが常であるた め，当事者とのコミュニケーションなどによって，事情を「動かす」ことが可能であるとい うことを，十分に意識できていなかったからです。このような視点は，紙の上の勉強だけで は見つけることのできない，刑事クリニックならではの「気づき」だったと思います。
以上のように，私はクリニック活動を通じて，多くの新しい視点を得ることができました。今回得た気づきを，今後の勉強や弁護士になった後の活動に必ずや生かして行きたいと思 います。

このような素晴らしい機会を提供してくださった早稲田リーガル・クリニックの皆様，弁護士の先生方，そして，私たちの班を担当してくださった吉田先生，加藤先生に深く感謝の意を申し上げます。本当にありがとうございました。

## 刑事クリニックB班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：傷害被疑事件
事案の概要：河川敷を車で走らせているときにベビーカーを引いた女性が車にぶつかった と思い，車を止めて降車し，暴行をふるったという事案
活動の概要：秘密接見には学生入れず。一般接見に交代で入る。初回接見後，現場河川敷ま で全員で向かい，事件現場を確認。事務所に戻り，妻や協力者と面談，供述調書，身柄引受書を作成する。依頼者には脳梗塞後遺症があることが発覚する。

検察官に対する勾留請求阻止の意見書を学生とともに起案し，検察官と交渉するも勾留

請求。裁判官宛の意見書作成し，勾留請求却下。
依頼者が警察署から釈放されるところに学生が迎えに行く。その後被害弁償を試みるも，被害者は頑なに拒否。結局略式請求され，罰金 30 万円。

## 2 受講生より

－刑事クリニックを通じて，今の自分には事実関係を把握する能力が欠けているということ を痛感した。

- 弁護活動とは，被疑者の人生を語ることと同義であることを実感することができた。
- 刑事事件を担当するということは，被疑者やその家族にとっての当たり前の生活をできる だけ守ってあげるということであり，文字通り，人一人の人生がかかっていることを実感し た。
－初めて弁護の実務に参加して，限られた事実から事件を把握し，評価することの困難さを知った。司法試験の問題では，事案はすでに細かく設定されていて，それを評価するだけだ が，実務は，実際何が起こったかが最初はよく分からない。また，刑事事件で，今回のよう に被害者から面会を拒絶されたりすると，相手方との情報格差があって，どうしても弁護人側が不利だということも学んだ。
－被疑者の方との面会でも，聞こうと思っていたことを聞くことができない，相手の話を正確に読み取れていないということが多々あった。やはり弁護士という職業を選ぶ以上は，事案の把握，相手方との交渉など，このような能力は必須だと感じ，これから改善しなければ ならないと強く感じた。


## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：暴力行為等処罰法違反被疑事件
事案の概要：痴情のもつれから，被疑者（女性）が相手の男性に向けて，包丁を示して脅迫 したとされた事案
活動の概要：学生 4 名。秘密接見に入ることはできず，初回接見は弁護士が事情聴取後，学生が交代で一般面会をする形式を取った。
被疑事実と思われる事実関係と，依頼者から聴取した事実関係はニュアンスがかなり異 なった。その中で勾留請求却下に向けて関係先や家族との連絡を取り，環境調整を行う。検察官は勾留請求をしたが，裁判所は勾留請求却下。釈放。検察官はそもそも升護人との面談 を拒否。釈放時には学生も立ち会う。

その後，被害者とされる相手方男性との面談を実施し，学生が同席。供述調書を作成（も ともと処罰を求めていない旨の内容）。不起訴。

## 2 受講生より

- 被疑者段階は限られた情報しかない中で釈放をさせるという点でとても難しいと感じた。
- そもそも被疑事実が何かを把握することも難しいことに驚いた。
- 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」という条文の見方が大きく変わった。
- 基本書や授業で習った知識の実務での運用を学ぶことができた。
- 法律の要件だけではなく，被疑者を釈放するにあたつて裁判官や検察官が何を一番心配す るかといら視点で考えることの重要さを学んだ。
－意見書を作成するにあたって，理屈を並べるよりも，より多くの事実を提示することが重要であるということを学んだ。
－逮捕，勾留が容易になされることと，それが被疑者に与える影響の大きさを実感した。


## 刑事クリニックC班

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：窃盗被疑事件
事案の概要：発達障害等をもつ依頼者が，警察への恨みをつのらせ，警察署の目の前にある コンビニでいなり寿司を 1 つ万引きした事案
活動の概要：学生 3 名。秘密接見に入ることはできず，初回接見は卉護士が事情聴取後，学生が交代で一般面会をする形式を取った。

逮捕手続に違法の疑義があり，その観点から勾留を争った。また，釈放のための環境整備 をするため，学生主導で依頼者の家族と面会等した。しかし，勾留請求，勾留決定がされた。 その後，コンビニ店長との被害弁償交渉を学生とともに行う。峻烈な被害感情を述べる被害者に対して，学生と弁護士教員とが粘り強く交渉を実施するも交渉はまとまらなかった。

依頼者は勾留8日目で釈放。釈放の場に学生が立ち会い，依頼者の自宅まで依頼者と同行 する。その後，被害弁償はうまくいかなかったものの，不起訴。

## 2 受講生より

－刑事クリニックを履修するまでは，刑事弁護にそれ程興味がなく，むしろ「なぜ犯罪者 の肩を持たなければならないのか」 等と考えていたが，実際に接見等で被疑者と会い，話し てみると，罪を犯してしまったこと以外はごく普通の人で，犯行をするに至った動機も共感 できるものであった。犯罪をするなんて自分にとっては無縁でありえないことだと思い込 んでいたが，日々の生活の中にある些細な出来事を契機として，誰でも犯罪者になりらるの だと感じた。刑事弁護活動は，法的弱者である被疑者がその権利を主張し，不当な処罰を受 けないためにも必要不可欠な存在であると改めて実感した。
－弁護人が依頼人を守ってあげることの必要性を感じた。本件の升護活動を通じて，依頼人側にもその犯行に至った事情があり，その事情は共感できないというものではなく，また国家権力も必ずしも適正に運用されているとは限らないのであり，弁護人が依頼者の事情

を丁寧に聞き，依頼者の権利を守るよう最大限の努力を尽くすべきであると感じた。

## 刑事クリニックD班

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

傷害罪で通常逮捕された依頼者より依頼を受け，受任しました。被疑事実は，深夜，徒歩 で通行中の女性に対し，突然背後から，両肩から背中付近を強く押す暴行を加え転倒させ，傷害を負わせたという事件であり，同種の余罪がありました。依頼者はいずれも事実を認め，早期釈放を希望していたことから，勾留の回避と不起訴処分を目標としました。受任当日，依頼者の母親（首都图在住）から身元引受書を取得し，翌日，検察官に対し，勾留請求をせず に釈放すべき旨の意見書を提出しました。同日，検察官が勾留請求をしたため，その翌日，裁判官に対し勾留請求の却下を求める意見書を提出しましたが，勾留が認められ，準抗告及 び特別抗告も棄却されました。その後，勾留延長が 4 日間に短縮されたものの認められ，準抗告は棄却されました。その間，被害者 2 名との間でそれぞれ示談が成立しましたが（示談金は50万円と 40万円），終局処分は略式起訴（罰金 2 0 万円）となりました。

## 2 受講生より

この活動をしていた時に考えたことがある。今あるこの情報が文面に載せられたうえ で，罪証隠滅の恐れの有無を検討させる問題を出されたとしたら自分はどうするのだろ らかと。おそらく文面だけでこの問題を与えられたら，自分は罪証隠滅の恐れを認めてし まらと思う。しかし，被疑者と実際に対話し，家族などの関係者と話す活動を通じて，本件においては，断じて罪証隠滅の恐れはないとすべき事案であると常に感じていた。勾留質問など，確かに被疑者との対話をしているとはいえ，裁判官がやっているのはやはり前者の「文面上の問題を解く」ということに過ぎないのではないかと感じている。実務にお いては架空の人物ではなく，実際にいる生身の人間を相手としているのにも関わらず，こ のような機械的な作業を行う裁判及び検察実務には，大いに疑問を抱いた。未だ文面上の理論のみとしか向き合っていない我々学生には無い，生身の人間相手に個別具体的に判断して公正な活動を行うという要素が実務家には必要であると考えている。

私は今回の刑事クリニックを通して，今後実務に出た暁には，被疑者と深く対話し，理解し，被疑者の利益を最大限に擁護できるような弁護士になりたいと改めて感じた。并護士が強く働きかけ続けることで実務が変わっていくという先生の言葉は今も深く心に残 っており，自分もその実務を変えていく并護士の一員として，強く優しい心と，能力を兼 ね備え，実務において奮闘したいと考えている。

## 臨床法学教育（労働）

選択必修（実務系基䃈科目）2単位

## 【担当教員】

小林 譲二／島田 陽一

## 【授業概要】

臨床法学教育（労働）では，実社会の生の素材を利用することで，学生が実社会の中で「生 きた法」を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する ことを目的とする。
学生は，大学附属公益法律事務所において，弁護士教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には，労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また，労働訴訟においては使用者に証拠が偏在しているこ とが多く，法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には，事実調查や立証•尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり，また，経済的弱者である労働者の ニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために，労働クリニ ックは，学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させること により，労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

## 【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより，実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き，それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

## 【授業計画】

労働クリニックは，弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行 われる。
学生が履修する基本的内容は次のとおりである。
（1）法律相談
学生は，弁護士教員の指導•監督のもとに，労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取 し，法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し，教員に提出する。
（2）受任事件への関与
学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切•可能と判断さ れる相談案件は，指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は，労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は，指導担当教員が受任した事件について，指導担当教員の指導 のもとに，事実調査及び法的分析を行い，交渉事件については通知書や合意書の案を作成し，訴訟事件については訴状•準備書面など各種書面の起案，依頼者との打ち合わせ，弁論期日 の傍聴などを行う。
（3）事例検討•研究会
学生は，指導担当教員の個別指導のほか，相談案件•受任関与事件等についての事例検討 や討議を行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニッ クには，その他の参考文献が整備されている。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜他の授業との関連＞
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜受講者への要望＞

特になし。

## 報告書（春•秋学期）

## 1 担当教員より

本年度は，春期，秋期とも，現在の労働関係を象徴する事件の相談が多かった。
春期には，（1）理由を明示しない一方的な解雇，（2）業務委託の形態を取りながら，実質的に は労働契約であり，長時間労働を余儀なくされた結果，労働者が適応障害となりやむなく解約通知したが，その後に使用者から解約により損害を受けたので損害賠償請求すると通知 を受けた件，（3）かなりの営業実績を上げているのに，それは当該労働者の実績ではないとし て社長が年俸を一方的に減額した事件などである。
秋期は，（1）春期と同様に，業務委託の形式を取っているが，実質的には労働契約であり，契約を一方的に終了された後の未払い賃金をどう請求するか，②認定看護師の資格を取得 するにあたり病院から研修費用の資金援助を受けたが，研修修了後に直属の上司から資格 をとった担当職務から外して他の職務に配点する旨の執拗な嫌がらせを受けたため適応障害となり，やむなく病院を辞めたところ，研修費用の返還請求された事件である。
多様な働き方の名のもとでの「業務委託」の形式を借りた脱法的な事件（春（2），秋（1）， パワハラの横行（春（3），秋（2）も目立つ。理由も明示しない一方的解雇も繰り返されている （春（1））。また長時間労働，上司の嫌がらせにより適応障害などの精神疾患の発生も目立つ （春（2），秋（2））。いずれも現在の日本で頻発している事件類型ばかりであり，実務法曹とし てどのように解決するかが問われる。本人の要求とその聞き取り，現在の労働法•判例法の到達点の調査と本件への当てはめ，紛争解決制度の選択という 3 点について実務法曹とし てどのような能力が必要なのかが問われる。いずれも学生には勉強になることが多かった のではないかと思う。以下に春期と秋期の 2 人の学生の感想を記す。

## 2 受講生より

## （1）受講生1（春学期）

実際に相談をお受けして，パワハラや過労など職場には様々な法的問題が存在している現状を知り，自分が弁護士になって果たしたい役割をイメージできるようになった。相談に対し明碓にお答えするには，労働法の基礎的な知識が必要なことはもちろん，社会常識やコ ミュニケーション能力も大切なことを学び，日々の学修や習慣が将来につながっているこ とを自覚できて良かった。

## （2）受講生2（秋学期）

## 1 良かった点

依頼者の話を直接聞く機会を複数得ることで，労働問題に直面した際の労働者の精神的•経済的負担の大きさと，労働者と使用者との力関係を強く実感した。依頼者の悩みや不安を

直に感じながら問題の解決に向けて検討することで，実務家の活動がどういうものなのか具体的に学ぶことができたし，自身の志望する法曹像について改めて思い描くことができ た。ロースクール在学中にこのような貴重な体験ができてよかった。

事案の検討においては，労働基準法をはじめとして労働関係法令知識だけではなく，民法等の広範な法律知識や法人の内規への理解が要求され，大変勉強になった。また，普段の学習では「請求が認められるか否か」を考えることがほとんどだが，法律相談では訴訟形式に よらない解決方法を提案することが多く，その点も新鮮で面白かった。

## 2 反省すべき点

依頼者に対する質疑応答の際には，できるだけ依頼者に寄り添いながら質問をするよう に心がけたが，依頼者の話の方向性を整理•誘導することが難しく，事案解決のために必要 な事実の抽出に時間がかかってしまった。事前の準備に時間をかけることはもちろんだが， それだけではなく，依頼者からの話を聞き取るノウハウを学び経験を積むことがとても重要であると思った。授業内で内容証明郵便を作成する機会を得られたが，なかなかうまく進 められなかった。学説について詳細を説明しすぎて相手方に有利な情報を提示してしまっ ていたり，必要な事実関係の拾い残しが多くあったり，修正すべき箇所が多数あり，書面を作成する難しさを痛感した。

## 臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基䃈科目）2単位

## 【担当教員】

宮川 成雄／渡邊 彰悟

## 【授業概要】

この臨床法学教育科目は，外国人法•難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指 す。担当教員の渡辺は日本における外国人•難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。ア カデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施，難民認定基準の問題等について，学生は実務家教員の指導監督を受けながら，現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には，通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し，裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について，実務家教員の指導を受ける。この作業の中で，依頼人 の語る生の事実から，法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養 い，異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は，現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法•難民法 の現行制度について，担当教員との議論を通して，制度改善の理論的課題や政策提言をまと めることが期待される。

## 【授業の到達目標】

外国人法•難民法に関わる法制度を理解し，それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

## 【授業計画】

－週1回の教室での事案検討会を持ち，担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員と共に検討する。
－授業時間外の学修活動としては，毎週平均して約 4 時間の実務実習および資料調查•読解•報告の作業を行う。これらの作業は弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックのスペ ースでおこなら場合もあるし，実務家教員の所属する法律事務所でおこなら場合もある。あ るいは，必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

## 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房，2005年）
全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信

## 【参考文献】

指定なし。

## 【備考•関連URL】

## ＜受講要件等＞

この科目は，秋学期のみの開講である。
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

本クリニックは，外国人の在留に関わる法律問題，特に難民認定の問題に取り組むリーガ ル・クリニックである。科目の目標は，外国人の人権保障に関する憲法，行政法，および国際法について，現実の事案•事件での弁護士の活動を経験することによって，理論と実務の両面から理解を深めることである。例えば，人身の自由についての適正手続の保障，難民の不認定処分についての抗告訴訟の構造，難民条約の難民の定義と日本の難民認定基準の乘離などを検討対象とする。授業実施の方法は，教員の指導監督の下に，現実の依頼者に対し て学生がインタビューを実施し，また難民の出身国情報について調査を行うことによって，難民認定申請の理由を補強する意見書の起案や，難民不認定処分取消の訴状の起案など，法文書作成を指導する。

今学期は，弁護士教員が受任しているミャンマー出身のロヒンギャの依頼者に対して，学生が関わることについて本人の同意を得たらえで，通訳人を介して本国での人権侵害の状況について聞き取りを実施し，その裏付けとなるべきミャンマーの政治状況に関する主と して英文の情報調查を実施した。これにより依頼者の難民不認定処分取消の訴えに関わる立証充実を図った。また，日弁連主催によるカナダの行政審判官と研究者を招いた難民認定 に関わるシンポジウムに参加し，個人の難民認定にとどまらず，ロヒンギャ族についての集団的な難民認定の可能性について検討した。さらに，ロヒンギャ族への迫害について国際刑事裁判所の検察局による捜査の動きや，国際司法裁判所への提訴の動きについても法情報調査を行った。

## 2 受講生より

私は，将来，弁護士になって難民支援をしたいと考えていたので，学生の間に難民申請支援の実務がどのように行われているかを知ることができればと思い，このクリニックを履修しました。また，ロースクールに入学すると司法試験科目を中心に勉強することになりま すが，勉強をしながらも何か社会貢献活動ができればと期待し，授業に臨みました。
授業では，まず，難民申請の全体的な構造を渡邊先生から丁寧に解説していただきました。 そして，授業及び日本弁護士連合会主催のシンポジウムを通じて，裁判所の厳しい認定方法 などの日本の難民認定システムの問題点，并護士がどのように依頼者の難民性を証明して いくのかといったことまで，詳しく学習することができました。また，今回の依頼者の難民性，またはそれを基礎づける個別事情を証明していく上で，資料収集を学生に任せていただ き，その中で，重要な個別事情についての資料を発見することができました。学生でありな がらも，依頼者のために多少ですが力になれたという実感もあり，日々の法律の勉強のモチ ベーション向上にもつながりました。

このような貴重な機会を提供してくださり，ありがとうございました。この外国人法クリ ニックの授業を通し，弁護士が難民を支援することの重要性を改めて強く認識しました。司法試験合格後，弁護士になってから，プロボノ等で難民申請支援に携わっていきたいと思い ます。

## 早稲田大学大学院法務研究科

 2019年度クリニック報告書〒169－8050 新宿区西早稲田 1－6－1早稲田大学大学院法務研究科
（本書に関するお問い合わせ先）
〒169－0051 新宿区西早稲田 1－1－7
早稲田大学 28 号館 4 階
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
電話 03－5272－8156 FAX 03－5272－8163

